

平成31年度学校給食費額 決定のお知らせ

福岡市学校給食の運営にご理解とご協力を賜り、お礼を申し上げます。
平成31年度の学校給食費額を決定しましたので、給食者全員の保護者（納付義務者）の皆様に、「福岡市学校給食費決定（変更）通知書」をお送りしております。
※元号改正前の「平成31年度」と記載しております。ご了承ください。



■ 平成31年度学校給食費の概要

◆ 給食費額

学校種区分	月 額	1食あたりの単価
小学校，特別支援学校小学部	4,200円	243.15円
中学校，特別支援学校中学部・高等部	5,000円	289.47円

- ☆ 給食費は、給食の食材料費相当分をご負担いただくもので、1食当たりの給食単価と年間の給食回数で算出します。ただし、毎月の給食費は定額請求しております。（給食費の調整は年度最後の3月期に行います。）
- ☆ 給食区分を一部停止している場合は、上記の金額より減額された月額となります。

◆ 納期限（口座振替日）

期別	納期限 (口座振替日)	(再振替日)	期別	納期限 (口座振替日)	(再振替日)
4月期・5月期	5月31日	6月17日	11月期	12月2日	12月16日
6月期	7月1日	7月16日	12月期	12月30日	1月15日
7月期	7月31日	8月15日	1月期	1月31日	2月17日
9月期	9月30日	10月15日	2月期	3月2日	3月16日
10月期	10月31日	11月15日	3月期	3月31日	4月15日

- ☆ 5月末日は4月期と5月期の2期分の納付が必要です。
- ☆ 口座振替では、給食費額と学校徴収金額（教材費等）を合算して振り替えます。預金通帳には、「ガツウキョウシヨクヒトリ」、「キョウシヨクヒトリ」又は「学校給食費」と記載されます。教育扶助や就学援助を受給中または就学援助の申請中等で、学校徴収金のみの振替の場合も、同様に記載されます。
- ☆ 8月は2学期開始後に給食が実施されますが、8月期の給食費納付はありません。
- ☆ 口座振替日に残高不足などの理由で振替ができなかった場合は、再振替日に同額を振り替えます。
- ☆ 学校給食費を納期限までに納付されない場合は、延滞金が課されます。

◆ 教育扶助及び就学援助

- ☆ 決定通知書2枚目下段にある教育扶助・就学援助の認定が「*」かつ納付方法が「市振替」の方は、各制度より給食費が振り替えられますので、保護者様への給食費の請求はありません。
- ☆ 就学援助の認定状況が「申請中」の方は、給食費の請求が一時的に停止されています。

■ 決定通知書と同封物

振替口座の登録がない方には、次のものを同封しております。

平成31年度4月期～2月期納付書 10枚

福岡市学校給食費及び学校徴収金口座振替依頼書

納付書は、各納期限までに納付書裏面に記載の金融機関でご納付ください。

- ☆ 教育扶助・就学援助より給食費が振り替えられる方及び就学援助を申請中の方は、納付書を同封していません。
ただし、教育扶助・就学援助ともに4月15日現在の認定状況に基づき決定通知書を作成しておりますので、就学援助を申請中の方は認定の結果がわかるまで納付書納付を保留していただきますようお願いいたします。
- ☆ 口座振替を申し込まれたときは、口座振替開始までは納付書でご納付ください。

■ 学校給食費に関する援助制度の適用がある方の給食費納付について

特別支援学校	<p>全員、給食費の納付が必要です。 「特別支援教育就学奨励費」の対象の方は、支給額に補助対象の給食費が含まれています。</p>
小学校 または 中学校	<p>就学援助を申請中の場合</p> <p>給食費の請求を一時的に停止します。 〈納付書納付の方〉 認定結果がでるまで納付しないでください。 〈口座振替の方〉 給食費の振替を一時的に停止し、学校徴収金のみ振り替えます。ただし申請の時期によって振替停止が間に合わないことがあります。</p> <p>認定されたとき 認定期間の給食費は納付不要です。 納めすぎとなりました給食費は還付します。</p> <p>認定されなかったとき 給食費をさかのぼって請求します。 納期限までの納付が難しいときは、健康教育課にご相談ください。</p> <p>就学援助の申請は、毎年度必要です</p>
	<p>生活保護（教育扶助）を申請中の場合</p> <p>まだ認定されていないときは給食費を納めてください。 認定されましたら、認定期間の給食費は納付不要となりますので、既に納付された給食費は還付します。</p>
	<p>就学援助・生活保護（教育扶助）が決定している場合</p> <p>認定期間の給食費は納付不要です。 期間内の給食費は、各援助制度より健康教育課が直接受領します。</p>

■ 口座登録の手続き

学校給食費・学校徴収金の納付について、口座振替登録のない方には、「福岡市学校給食費及び学校徴収金口座振替依頼書」を同封しております。

必要事項をご記入のうえ、**金融機関窓口で手続き**をお願いします。

今回同封の口座振替依頼書により手続きいただいた場合、**口座振替の開始は早くても6月期から**です。少なくとも**4月期及び5月期の給食費は、同封の納付書で納めてください。**

- 金融機関で手続きをする際に、通帳・キャッシュカード等の提示を求められる場合があります。
- 口座振替は、お子様ひとりずつのお申し込みが必要です。
- 手続完了時に「口座振替開始のお知らせ」を送付します。開始前の給食費は納付書で納めてください。

■ 給食区分の一部停止や入院等による長期停止について

食物アレルギー等により、**給食区分（牛乳、パン、米飯、おかず）の停止を希望する場合はすみやかに学校へご連絡**ください。給食区分により給食費月額を減額します。

また、病気や事故等の理由により**連続5回以上欠食**する場合も、**すみやかに学校へご連絡**ください。なお連続30回以上の欠食のときは給食費月額の請求を停止します。

給食停止・一部停止は、早くても学校へのご連絡日より3日後（土・日・祝日を除く）からとなります。その間に発注された給食にかかる給食費は減額できませんのでご了承ください。

■ お問い合わせ先

お子様がお通いの学校へ

- あて先の住所・氏名・保護者氏名
 - 給食停止・一部停止
 - 学校徴収金
- に関すること

教育委員会健康教育課へ

- 電話 092-711-4643
FAX 092-733-5865
- 給食費に関すること

教育委員会教育支援課へ

- 電話 092-711-4693
FAX 092-733-5780
- 就学援助に関すること